

国際仲裁及び国際調停に関するオンラインセミナー ～ 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・ プログラム（J S P P 2 1）～

国際協力部教官

曾 我 学
坂 本 達 也

第1 はじめに

2022年9月5日から同月7日にかけて、シンガポール国際調停センター（Singapore International Mediation Centre（S I M C））を研修実施機関とする東南アジア・太平洋及び南アジア諸国の行政機関等の職員を対象者とした国際仲裁及び国際調停に関するオンラインセミナーが実施された。国際協力部は、このセミナーの企画、準備、実施に関与したことから、その活動内容について報告する。

第2 経緯

日本とシンガポールは、1994年、日本の対シンガポール二国間援助の終了に伴い、シンガポールの援助国化と南南協力の促進を目指し、両首脳間の合意に基づき、日本とシンガポール両国が第三国に対する技術協力を行うプログラムとして、Japan-Singapore Partnership Programme（J S P P）を開始した。その後、1997年、日本とシンガポールの外相間の合意に基づき、Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century（J S P P 2 1）に改編され、経費を両国で折半し、両国の関係をイコール・パートナーシップとして位置付けることが確認された。2007年12月には、J S P P 2 1をASEANの統合強化により資する形で強化すること等を謡った討議議事録（MOD）が日本とシンガポール外相間で署名され、2018年12月には、J S P P 2 1の事業目的として、連結性の強化や法の支配が追記された。

J S P P 2 1の具体的な活動としては、主にシンガポールにおいて約1週間の研修を実施するというものであり、研修実施機関はシンガポール側によって分野ごとに選定され、日本側からは講師を派遣するという協力形態を取っている。これまでに、約410のコースが実施され、95か国の国や地域から約7,100名の研修員が参加している。2020年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、全ての研修がオンラインで実施されている。

今次、2021年7月に締結された日本・シンガポール法務省間での連携に係る協力覚書を受け、シンガポール外務省から、J S P P 2 1の新規のコースとして、国際仲裁及び国際調停をテーマとする研修の実施が提案され、この提案を受けて、今回のオンラインセミナーを実施する運びとなった。今回のセミナーは、シンガポール外務省と独立行政法人国際協力機構（J I C A）との共催によるものである。

第3 プログラム

1 概要

(1) 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

(2) 参加者

インド、ラオス、カンボジア、インドネシア、モルディブ、ネパール、パキスタン、フィリピン、サモア、タイ、東ティモールの行政機関等の職員15名

(3) 日程

9月5日から9月7日まで

(4) 使用言語

英語

2 内容

(1) オープニング・セッション

【Welcome & Introductions】

シンガポール外務省、在シンガポール日本国大使館及びシンガポール国際調停センターのCEOである CHUAN Wee Meng 氏が開会の挨拶を行い、今回のセミナーの経緯等の説明がされた。

(2) シンガポールにおける国際商事調停・仲裁の概要のプレゼンテーション

【Overview of International Commercial Mediation and Arbitration in Singapore】

シンガポール法務省の Legal Industry Division の Director である Ellis SEE 氏が、シンガポールにおける国際商事調停・仲裁の概要についてのプレゼンテーションを行った。シンガポールは、ビジネス活動と投資を活発化させるため国際商事紛争解決に係る基盤整備に注力してきたこと、国際商事調停・仲裁を活性化させるため、環境、法的フレームワーク、設備・機関、専門性を整備ないし強化し、政府、司法及び法律の専門家が互いに協力をしていること、充実した施設として、仲裁ではシンガポール国際仲裁センター（S I A C）及びシンガポール海事仲裁所（S C M A）、調停ではシンガポール国際調停センター、裁判ではシンガポール国際商事裁判所（S I C C）、ソート・リーダーシップではシンガポール経営大学（S M U）、インフラでは Maxwell Chambers がそれぞれあることなどが説明された。

(3) 参加者による発表等

【Sharing of Pre-workshop Survey – Group Discussion (Country Presentation)】

W o o c l a p を用いて、参加者に対して簡易なアンケートが実施された。仲裁や調停を実際に経験したことのある参加者は少数であったが、アンケートでは、紛争解決手段として最も望ましいのは調停であり、次が仲裁であるとの回答が出された。また、モルディブ、ネパール、タイ、フィリピン、インドネシアの参加者から、それぞれの国の仲裁と調停の法制度や実務の実情についての発表がされた。

(4) 調停の概論のプレゼンテーション

【Introduction to Mediation】

シンガポール国際調停センターの Registrar の LEE Beng Tat 氏が、調停の概論についてのプレゼンテーションを行った。調停のメリットとして、当事者が調停人を選ぶことができ、紛争の解決結果もコントロールできること、対立的ではなく関係修復が可能であること、時間と費用が節約できることなどに言及があり、関係者の誰もが負けたと思わない実りある調停を目指すべきであること、近年は Med - a r b プロトコル、A r b - m e d プロトコルの活用により ADR 全体の中で国際調停が占める割合が増加していること、シンガポール国際調停センターのモデル条項の活用等の説明があった。

(5) 国際調停の手續進行のプレゼンテーション

【Stages of International Mediation】

CHUAN Wee Meng 氏が、国際調停の手續進行についてのプレゼンテーションを行った。国際調停のプロセスは、調停人のオープニング・ステートメント、当事者の冒頭陳述 (Parties' Initial Statements)、要約 (Summarizing)、争点の抽出と議題設定 (Issue Identification & Agenda Setting)、ディスカッション、選択肢の生成 (Option Generation)、最初の交渉 (Initial Negotiation)、プライベート・セッション、更なる交渉 (Bargaining Phase)、結果と文書化 (Outcome & Documentation) という順番で進行していくところ、これら各場面の目的や具体的な内容についての説明がされた後、国際調停のスキルとしては、アクティブ・リスニング、リフレイミング、質問力 (Questioning)、仮説的質問力 (Hypothetical Questioning)、合意文書作成力 (Agreement Drafting) が要求されるとの指摘があった。

(6) 交渉における7つの要素の枠組みのプレゼンテーション

【7 Element Framework: The Substantive and Connecting Elements】

LEE Beng Tat 氏が、交渉における7つの要素の枠組み (実質的要素と連結的要素) についてのプレゼンテーションを行った。ハーバード流交渉術では、交渉の7つの要素として、関心利益 (Interests)、選択肢 (Options)、代替案 (Alternatives)、基準 (Criteria)、コミットメント、コミュニケーション、人間関係 (Relationship) が挙げられているところ、これら各要素についての具体的な説明がされた。

(7) 調停合意の執行及びシンガポール条約のプレゼンテーション

【Singapore Convention on Mediation】

LEE Beng Tat 氏が、調停合意の執行及びシンガポール条約についてのプレゼンテーションを行った。シンガポール条約を批准すると調停合意の執行の場面においてメリットがあること、調停条項が不明確であったり調停手續に瑕疵があったりすると執行ができないことなどの説明があった。また、シンガポール国際調停センターのユーザーの上位3国は、インドが21%、中国が18%、アメリカが11%であり、次いで香港、韓国、スイス、オーストラリア、日本、マレーシア、イギリスとなっていることが紹介された。さらに、ケーススタディとして、具体的な事件

についての言及もあった。

(8) 国際商事仲裁のプレゼンテーション

【International Commercial Arbitration】

シンガポール国際仲裁センターの Registrar の Kevin NASH 氏が、国際商事仲裁についてのプレゼンテーションを行った。ニューヨーク条約の加盟国では国際仲裁の執行の場面で利点があること、国際仲裁の仲裁地としてシンガポールが選ばれているのは、中立かつ公正と見られているからであること、シンガポール国際仲裁センターでは多くの国の出身の仲裁人がいて英米法も大陸法もカバーできること、簡易手続 (Expedited Procedure) も用意されていて迅速な手続が実現できることなどの説明があった。

(9) 投資家と国家間の紛争解決のプレゼンテーション

【Investor-State Dispute Settlement – investment arbitration and mediation】

シンガポール国際仲裁センターの南アジアの Head である Shwetha BIDHURI 氏が、投資家と国家間の紛争解決 (投資仲裁と調停) についてのプレゼンテーションを行った。先進国の投資家が新興国に投資をするリスクは新興国の政府ないし政策の変更であるところ、投資協定はこのリスクを防ぐ役割をしており、新興国は投資協定を絶対に遵守する必要があること、投資協定を遵守しないで投資家に損害を与えるとすると、当該新興国への投資の機会を奪うことになることなどの指摘があった。また、二国間投資協定での紛争解決手段は国際仲裁が選択されることが多く、時間はかかるものの仲裁の効率性を損なわないようにしながらタイムラインを定めることが重要であるなどの説明があった。

(10) インフラ紛争管理プロトコル及び知財紛争調停のプレゼンテーション

【Singapore Infrastructure Dispute Management Protocol Mediation in Intellectual Property Disputes】

LEE Beng Tat 氏が、インフラ紛争管理プロトコル (Singapore Infrastructure Dispute-Management Protocol) 及び知財紛争調停のプレゼンテーションを行った。インフラ紛争管理プロトコルについては、シンガポール調停協会 (SMC) が提供する任意的なプロトコルであり、大規模建設やインフラプロジェクトに起因する紛争を効率的に管理・解決するために用意され、紛争委員会 (Dispute Board) の関与の下、迅速な手続進行が可能となるなどの説明があった。また、知財紛争調停については、改訂調停促進スキーム (Revised Enhanced Mediation Promotion Scheme) により、一定の要件の下、シンガポール知的財産権庁 (IPOS) が調停費用の一部を負担する資金援助制度があることなどの説明があったほか、事例を用いた知財紛争調停の説明があった。

(11) 日本における国際仲裁の促進のプレゼンテーション

【Promotion of International Arbitration in Japan】

法務省大臣官房国際課の金崎哲平課付が、日本における国際仲裁の促進について

のプレゼンテーションを行った。日本政府は、2017年9月に、「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、2018年4月には、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめ、その中で、国際仲裁の活性化の目的は経済成長と官民の協力にあり、手段としては、法制度の整備、人材育成、国内外での国際仲裁の広報、仲裁法廷等の施設整備等があるとされたこと、そして、これに対応する形で、法制度の整備としては、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正や仲裁法の改正、人材育成としては、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）によるビデオ教材の作成や英国仲裁人協会（CIArb）の資格認定の研修、広報としては、日本の仲裁法制の英語での掲載や中国や台湾等でのセミナーの実施、施設整備としては、JIDRCが東京と大阪に国際仲裁・ADR専用審問施設を新設したことについての説明があった。そして、日本を仲裁地とすることのアピールポイントとしては、日本の仲裁制度が世界標準であること、官民両方からのサポートがあること、最先端の仲裁施設があること、安心かつ安全な国であることが挙げられ、結論として、ゼロサムゲームではなく多くの国で国際仲裁が活性化されるべきであり、究極のゴールは国際取引において法の支配を浸透させることにあるなどの説明があった。

(12) 国際商事仲裁及び投資仲裁における実務上の論点のプレゼンテーション

【Practical Issues for International Commercial/Investment Arbitration】

長島・大野・常松法律事務所のパートナーである井口直樹弁護士が、国際商事仲裁及び投資仲裁における実務上の論点についてのプレゼンテーションを行った。シンガポール国際仲裁センターのモデル仲裁条項や日・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）を例に挙げ、まず、基礎として、仲裁合意と二国間投資協定の条項の説明がされ、次に、契約の準拠法、仲裁地、国際仲裁に関係する条約の説明がされた。そして、ディスカッション1として、仲裁地を決める際の考慮要素について参加者との議論がされ、参加者からは、中立性、裁判所の介入が限定的、政治的安定性を考慮するなどの意見が出された。また、シンガポール国際仲裁センターの仲裁人に関する仲裁規則の説明の後、ディスカッション2として、仲裁人を選ぶ際の考慮要素について議論がされ、言語能力、利益相反がないこと、経験、繁忙度等が考慮要素になると説明された。さらに、国際仲裁手続の代理人や専門家を選ぶ際の考慮要素、仲裁のタイムテーブル、証拠開示につき英米法と大陸法の調和を図った国際法曹協会（IBA）規則の内容、ヒアリングと和解についての実務についての説明もされた。

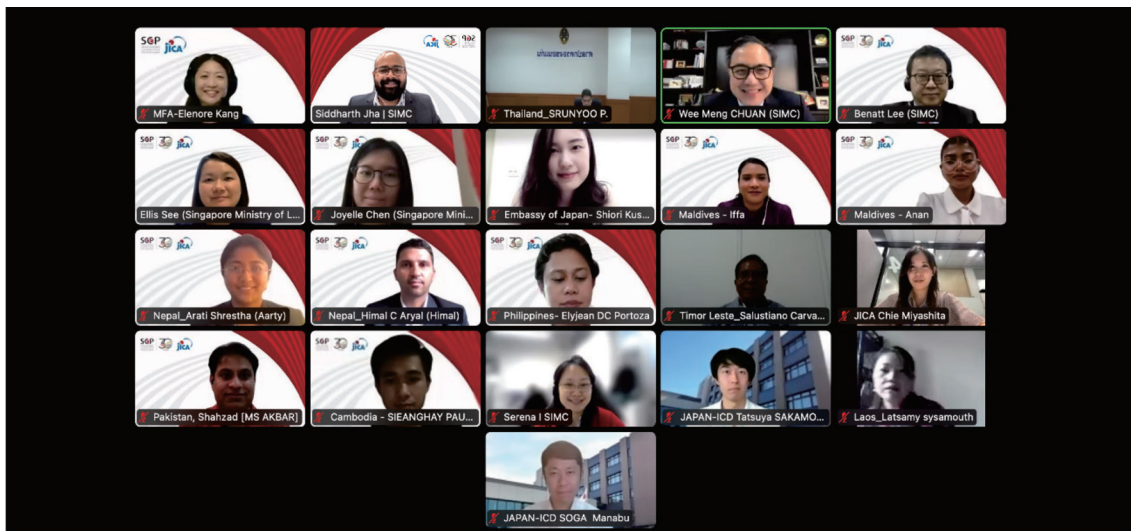
(13) クロージング・セッション

【Closing】

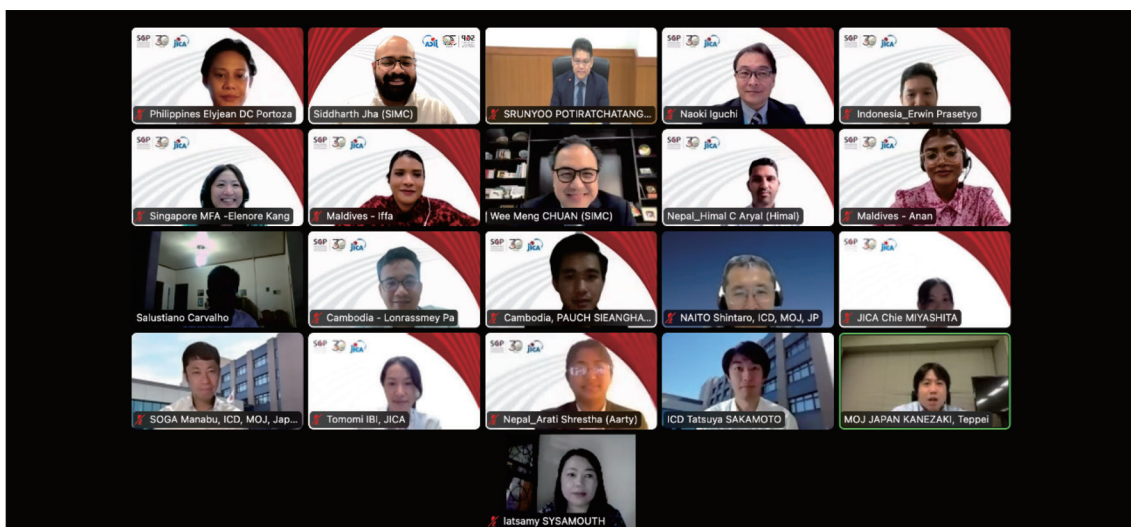
シンガポール外務省、JICAシンガポール事務所及びCHUAN Wee Meng氏が閉会の挨拶を行い、今回のセミナーの意義等が確認された。

第4 おわりに

今回のセミナーは、国際仲裁及び国際調停をテーマとする多国間の研修であったところ、国内裁判については、特に英米法と大陸法では、ディスカバリー制度の有無等、国ごとによって制度自体に違いがある一方、国際仲裁については、英米法と大陸法を中間化した証拠開示手続があるなど、グローバルスタンダードな手続が模索されており、国際調停についても同様のことがあてはまるものであって、国際仲裁及び国際調停というテーマは、多国間の研修に馴染みやすいものと思われる。また、法務省としては、日本の国際仲裁の広報活動の良い機会にもなった上、国際協力部としても、一つの蓄積になったといえる。さらに、裁判官出身の教官である我々にとっても、自らの訴訟の在り方を考える上での多くの示唆を与えられ、良い勉強にもなった。今後もこれらのテーマについての研修の機会があれば、協力をしていきたい。



オープニング・セッションの様子



クロージング・セッションの様子